多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成28年7月1日
大　崎　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

（古川・松山・三本木・鹿島台・鳴子地域）

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				大崎市古川下谷地地先	無	H28年度 ～ H32年度	下谷地保全会
○				大崎市古川深沼地先	無	H28年度 ～ H32年度	谷地集落環境保全組合
○				大崎市松山下伊場野地先	無	H28年度 ～ H32年度	松山中谷地保全隊
○				大崎市三本木伊場野地先	無	H28年度 ～ H32年度	三本木門梨地域保全隊
○				大崎市三本木伊場野地先	無	H28年度 ～ H32年度	三本木川井地域保全隊
○				大崎市鹿島台船越地先	無	H28年度 ～ H32年度	山船越集落保全隊
○				大崎市鳴子温泉地先	無	H28年度 ～ H32年度	上川原水田組合